

一般廃棄物収集運搬業
~~一般廃棄物処分業~~ 許可証

横浜市資事指令第1721号

令和6年11月1日

住 所 神奈川県平塚市中堂15番12号
氏 名 有限会社 青木商店
代表取締役 青木 幸男 様

横浜市長 山中 竹春



令和6年10月2日に申請のありました一般廃棄物収集運搬業を廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、次のとおり許可します。

1 許可番号

第 1837 号

2 事業の範囲

収集・運搬(積替え及び保管を除く)

(1)本市処理施設に搬入することがない木くず

(上記物はいずれも有害物質を含むもの並びに廃PCB及びPCB汚染物を除く。)

3 許可期限

令和8年10月31日

4 許可の条件

(1)本市に提出した事業計画書等に基づいて業を行うこと。

(2)廃棄物の処理及び清掃に関する法律及びその他関係法令を遵守すること。

(3)生活環境保全のため、本市の指示に従うこと。

5 処理施設等の所在地

—

6 処理施設の種類及び処理能力

—

7 許可年月日

新規許可年月日: 平成30年11月1日

許可更新年月日: 令和6年11月1日

変更許可年月日: 年 月 日

再交付年月日: 年 月 日

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、横浜市長に審査請求をすることができます。

この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日(審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に、横浜市を被告として(横浜市長が被告の代表者となります。)訴訟を提起することができます。